

監査報告書

平成 30 年 3 月 19 日

社会福祉法人 南流山福祉会
理事長 西臣 正男殿

社会福祉法人 南流山福祉会
監事 橋本 伸 ㊟

私は、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びに計算書類の付属明細書と財産目録（以下、あわせて計算関係書類等という）について監査を行いました。その結果について次の通り報告いたします。

1. 監査に係る特記事項

(1) 監査の実施時期について

平成 28 年度の計算関係書類等は、理事長の座を巡る争いなどの混乱で作成されずにいたところ、所轄庁である千葉県の主導により選任された仮理事が作成し、平成 29 年 11 月 15 日開催の理事会において監事に提出した。平成 27 年度の監事監査は平成 29 年 11 月 15 日以後に実施されたものである。

(2) 監査の対象外とした運営費について

監事に提供された平成 28 年度の計算関係書類等は、正当な予算の裏付けがない運営費支出を含むものであった。監査対象としての適格性に問題があるため、その対応措置として、資金収支計算書上の運営費が保育園の運営上概ね適切なものか否かの判断を理事会に求めた。その結果、なかよし保育園の運営費の一部が不適切ないし適否判定不能とされたため、これらは監査対象としての適格性を欠くものとして、監査手続の対象外とした。

2. 監査結果に係る特記事項

(1) 現金残高について

「1. 監査手続に係る特記事項」の「(1) 監査の実施時期について」に述べた経緯から、平成 28 年度末の現金残高については、各拠点の現金に係る管理手続の状況を確認することにより、現金残高の適正性を検証することとした。

その結果、新田三丁目なかよし保育園については現金に係る管理手続は良好と認められたものの、なかよし保育園、日ノ出町保育園及び本部では有効な管理手続が

認められず、財産目録に記載された法人全体の現金残高合計 7,138,126 円の適正性は検証できなかった。

(2) なかよし保育園の監査対象外とした運営費について

「1. 監査手続に係る特記事項」の「(2) 監査の対象外とした運営費について」に述べた監査手続の対象外とした運営費は、なかよし保育園において雑費名目で支出された 160,000 円、及び福利厚生費名目で支出された 241,441 円である。

雑費名目の 160,000 円は詳細不明の支出で、法人は、これを貸借対照表上の「使途不明支出繰延勘定」に計上して繰延処理している。その結果、平成 28 年度末の「使途不明支出繰延勘定」残高は 10,118,241 円となり、法人は、財務諸表に対する注記を「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

この使途不明支出の繰延処理は、なかよし保育園の支払資金残高および純資産残高を 10,118,241 円増加させる結果となっているが、監査手続の対象外としているため、その適否についての検証は行っていない。

また、福利厚生費名目の 241,441 円は、主に職員の夜食代や土日出勤の昼食代と帳簿摘要欄に記載されたもので、理事会により不適切な過剰支出と判断されたものである。

過剰支出と認められる場合、受益者に返還を求めるべきであるが、監査手続の対象外としているため、その適否についての検証は行っていない。

(3) なかよし保育園の訴訟事案について

財務諸表に対する注記の「重要な後発事象」に記載の訴訟は、陶山敏子氏（現理事）はなかよし保育園の園長として、また、陶山佳織氏は同副園長として法人と雇用関係があるにもかかわらず賃金が支払われていないとして、平成 29 年 10 月 6 日に総額 53,410,720 円の未払賃金等を支払うよう千葉地方裁判所松戸支部に法人を提訴したものである。

訴状によれば、平成 28 年度に係る未払賃金は平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 12 か月分と賞与で、陶山敏子氏は 12,624,480 円（給与 10,509,480 円と賞与 2,115,000 円）、陶山佳織氏は 7,651,980 円（給与 6,369,480 円と賞与 1,282,500 円）である。法人は、両名の同期間に係る 12 か月分の賃金は支払っておらず、資金収支計算書及び事業活動計算書に賃金の計上を行っていない。

一方、賃金未払期間中の健康保険料自己負担額は、預り金を徴収することができないため、法人の立替払いとなっている。また、給与計算事務代行業者によれば、両名の賃金に対応する源泉税が納付され、両名に対して源泉徴収票が発行されているとのことである。法人は、健康保険料自己負担額及び源泉税について、両名に対する立替金として貸借対照表に計上している。

裁判の結果によっては、なかよし保育園の支払資金残高および純資産残高は大きく減少する可能性がある。但し、監査報告書日現在、裁判の結果を予測することは困難であり、その影響額を見積もることはできない。

(4) なかよし保育園の簿外預金口座について

平成 29 年 6 月 5 日開催の理事会において、「社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園」名義のゆうちょ銀行口座が簿外に置かれている旨の指摘があった。

簿外と思われる口座取引履歴書によれば、口座は平成 24 年 6 月 29 日に 500,000 円で開設され、平成 28 年 3 月 31 日の残高は 124,048 円であった。平成 28 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日の間の入金合計は 4,841,550 円、出金合計は 4,597,523 円で平成 29 年 3 月 31 日の残高は 368,075 円である。このため、平成 28 年度末のなかよし保育園の貸借対照表及び財産目録の預金残高は 368,075 円不足していた可能性がある。

尚、口座取引履歴書では平成 28 年 12 月 2 日に、前述「(4) なかよし保育園の訴訟事案について」の訴訟に係る原告側弁護士費用と思われる 2,020,000 円の支出が認められる。理事長に対して、口座開設から簿外となっていた事情及び入出金の内容について明らかにするよう求めたが、監査報告書日現在、調査結果は報告されていない。

(5) 陶山敏子理事らの弁護士費用立替について

法人は、平成 27 年 11 月 26 日になかよし保育園から支出された、陶山敏子理事らの弁護士費用 540,000 円を立替金に計上し、財務諸表に対する注記を「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

これは、陶山敏子理事ら 3 名が法人登記について虚偽の登記を行ったことによる電磁的公正証書等原本不実記録・同供用被疑事件に係る弁護士費用であるため、法人は陶山敏子理事らが負担すべきものとして立替金処理したものである。

但し、監査報告書日現在、法人は陶山敏子理事らに対して立替金の返金請求を行って

おらず、その回収可能性は不明である。

(6) なかよし保育園の「長期未精算勘定」について

法人は、平成 26 年度以前になかよし保育園で発生した仮払金 2,000,000 円及び立替金 742,103 円について、貸借対照表に「長期未精算勘定」を設けて同勘定に計上し、財務諸表に対する注記の「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

長期未精算勘定に計上された仮払金と立替金の内容は不明であり、その精算によっては、なかよし保育園の純資産残高は 2,742,103 円減少する可能性がある。

(7) 日ノ出町保育園の園長給与について

法人は、日ノ出町保育園園長に対し、土日出勤に係る給与として支払われた 1,800,915 円を仮払金計上し、財務諸表に対する注記を「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

理事会は、同園長に対し給与とする根拠を求めたが、これを給与と認めるに足る根拠が得られなかったため仮払金として計上したものである。監査報告書日現在、給与と認め得る根拠は示されておらず、また仮払金の精算手続きもなされていない。

(8) 運営費の過剰支出問題に係る返還について

平成 25 年度及び平成 26 年度に、日ノ出町保育園で支出された福利厚生費等で不適切とされた 4,426,309 円の返還問題（過剰支出問題）について、監査報告書日現在、日ノ出町保育園に返還はなされていない。

(9) 拠点区分間貸借取引と役員等貸付金について

別紙 3 (5)「事業区分間および拠点区分間貸付金（借入金）残高明細」の 2) 拠点区分間貸付金（借入金）明細書の貸借残高は、主として本部運営資金を拠出する過程で生じたものである。本部運営資金の多くは本部運営に係る人件費として支出されたが、人件費とする明確な根拠を欠くため、法人は、34,969,674 円を役員等貸付金として貸借対照表に計上し、財務諸表に対する注記を「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項」に記載している。

拠点区分間の貸借残高を適切に精算するためには、役員等貸付金の精算と同時にを行う必要があるが、役員等貸付金の精算が未履行であるため、多額の拠点区分間貸借額が繰越される結果となったものである。

本部の資金収支計算書及び事業活動計算書では、平成 28 年度に係る本部の人件費支出は一切計上されていない。法人は、平成 28 年度に係る適正な本部活動費が確定した際、人件費として認め得る額については役員等貸付金から人件費支出に振替え、残額は回収することとしている。

監査報告書日現在、人件費として認められる金額は確定しておらず、役員等貸付金の回収可能額を見積もることはできない。

3. 監査の結果

監査の結果、「2. 監査結果に係る特記事項」に述べた事項を除き、平成 28 年度の計算関係書類等は、法人の財産、収支及び純資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

4. 監事付記事項

「2. 監査結果に係る特記事項」で述べた通り、平成 28 年度中、なかよし保育園に多くの問題が発生している。

理事会、評議会及び、監督行政機関である千葉県並びに流山市は、なかよし保育園に係る諸問題を解決し、責任の所在を明らかにする責務がある。

以上